

色麻町地域活動支援センター指定管理
プロポーザル実施要綱

平成29年3月

色 麻 町

1. 事業名

色麻町地域活動支援センター指定管理事業（以下「本事業」という。）

2. 目的

本町では、色麻町地域活動支援センターの管理運営にあたり、民間の能力を活用し住民サービスの向上を図るため、創意工夫のある提案を募集する。

3. 内容

本事業の企画提案にあたっては、別添に定める「色麻町地域活動支援センター指定管理に関する仕様書」を基本とする。

4. 予算額

本事業の提案できる予算額は、年額7,000,000円（消費税を含む）を上限とする。但し、平成29年度に限り指定期間が平成29年10月1日～平成30年3月31日となるため、6か月の指定管理料3,500,000円とする。

5. 指定期間

平成29年10月1日～平成34年3月31日（4年6ヶ月）

6. 参加資格

指定管理者への応募者は、次の全ての要件を満たす必要がある。

(1) 宮城県内に住所を有する法人その他の団体であること。ただし、株式会社、NPO法人及びその他の任意団体等組織の形態は問わないが、個人での応募はできない。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人等

②宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領または物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者

③色麻町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者

④会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生または再生手続をしている法人

- ⑤地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥国税及び地方税並びに延滞金等を滞納している者
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(3) 施設の管理運営能力を有する者であること。

(4) その他、社会通念上不相当と認める事項を有しない者であること。

※ なお、応募以後に申請に必要な資格に該当しなくなった場合は、指定管理者の候補者となることができない。

7. 参加の条件

- (1) 施設運営の特性から、利用している障がい者の福祉に影響を及ぼさないよう、現在の環境に変化無く利用継続できること。
- (2) 本町の嘱託職員として従事している者、若しくは従事していた者が、支援センターへの従事を希望する場合には、優先的に採用するよう配慮すること。なお、現在従事している嘱託職員については、平成29年9月末まで本町の嘱託職員としての身分を保有する予定のため、嘱託職員を採用する場合は、平成29年10月からの採用とすること。
- (3) 指定特定相談支援事業者である、又は実施可能であること。

8. 審査及び業者選択

(1) 提案業者の審査

提案業者に係る審査は、色麻町地域活動支援センター指定管理審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行なう。審査は、経営方針・経営状況、管理運営業務などについて総合的に行う。

(2) 審査項目

審査項目	評価内容	配点
------	------	----

経営方針・経営状況	1	経営方針・理念が公の施設運営にふさわしいものであるか。	10
	2	既存事業の経営基盤が安定しているか。	5
	3	良好な事業実績を有しているか。	5
管理運営業務	1	施設の設置目的、業務内容を正しく理解しかつ適切なものとなっているか。	10
	2	施設の特徴を十分に生かし、質の高いサービスの提供に寄与しているか。	10
	3	具体的、現実的でありかつ創意工夫や積極性がみられるか。	10
	4	業務を確実に実施できるよう適切な組織、人員配置を確保しているか。	5
	5	職員の技術や能力の向上のために適切な体制を確保しているか。	10
収支計画	1	算定金額に明確な根拠があるか。	10
	2	安定的な経営が確保されているか。	5
見積金額	1	見積もり費用得点表参照	10
その他	1	将来本町に必要な地域生活支援拠点のひとつになり得る障がいサービスの事業構想があるか。	10
合 計			100

(3) 採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(4) 見積もり費用得点表

配点	最低見積価格	最低見積価格超 ～110%以下	最低見積価格 110%～120% 以下	最低見積価格 120%～130% 以下	最低見積価格 140%超
10点	10	8	6	4	2

(計算) 指定管理料の年額上限 7,000,000円

(5) 業者の選定

審査委員会は、本事業に係る企画提案書及びプレゼンテーション等の評価等を行い、本事業に最も適した提案者を選定する。

(6) 結果の通知

審査結果は、すべての参加業者に文書で通知する。なお、審査経緯については、いかなる問い合わせにも応じかねる。

9. プロポーザルへの参加及び参加表明について

本事業のプロポーザルへの参加を希望する者は、平成29年5月10日(水)午後4時までにプロポーザル参加意向申請書(様式第1号)及びプロポーザル参加申込書(別紙1)に必要書類を添えて提出すること。(郵送可。平成29年5月10日(水)必着)

10. プロポーザルの参加辞退

参加表明を行った後に、何らかの理由によりプロポーザルへの参加を取りやめる場合は、参加辞退届出書(別紙2)を提出すること。

11. 質疑応答

本事業に関する質問がある場合は、以下により電子メールで受け付けます。なお、提出期限後の質問、電話での質問は一切受け付けられませんのでご了承ください。

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書(別紙3)により色麻町保健福祉課あてに電子メールで質問内容を送信すること。なお、電子メール送信の際のタイトルを「【質問】色麻町地域活動支援センターについて」とすること。

(2) 提出期限

平成29年4月21日(金) 正午

(3) 提出先

色麻町保健福祉課 電子メール：hoken@town.shikama.miyagi.jp

(4) 回答方法

町が平成29年4月24日(月) 正午までに事業者へ電子メールにて回答する。

1.2. 提出書類

(1) 企画提案書

企画提案書の作成にあたっては、「色麻町地域活動支援センター指定管理に関する仕様書」により、下記の要領に基づいて作成すること。

- ① 色麻町地域活動支援センター指定管理提案書(様式第4号)(提案書鑑)を表紙とし、記載内容を原則A4判で20ページ以内にまとめること。
- ② 目次を除き本文にページ数を付すこと。
- ③ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。
- ④ 提案内容は、その考え方等について、文章・表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ⑤ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
- ⑥ 会社概要及び業務実績(業務の概要)を必ず記述すること。

(2) 見積書・見積明細書

- ① 見積書・見積明細書は、色麻町地域活動支援センター指定管理経費見積書(別紙4)とする。

平成29年度から5年間の見積もりを年度ごとに記載のこと。但し、29年度に限り指定期間が6か月となるため、指定管理料は3,500,000円となる。

- ② 事業に要するすべての経費を見積もること。

1.3. 提出方法

(1) 提出部数

- | | |
|-------------|-----|
| ① 企画提案書 | 15部 |
| ② 見積書・見積明細書 | 1部 |

(2) 提出期限

平成29年5月19日(金) 午後4時

(3) 提出先

色麻町保健福祉課 〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27-2

(4) 提出方法

郵送もしくは持参とすること。

14. プレゼンテーション

(1) 開催日

変更前 ~~平成29年5月24日(水)~~ → 変更後 **平成29年5月26日(金)**

※なお、各社の実施日時等については、後日連絡する。

(2) 会場

色麻町保健福祉センター ボランティア室

(3) 内容

①プレゼンテーションの時間は40分以内とする。

※なお、質疑応答のため20分程度の時間を別に設定。

②パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備する。ただし、プロジェクター及びスクリーン(各1台)は当町で用意する。

③説明者は、本事業の契約を締結した場合、町との連絡調整を直接担当する者を含むものとする。それ以外の者については、所属、役職、氏名等を明確にすること。

④出席者は、3名以内とする。

15. 無効となる企画提案

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限に提出されなかったもの。
- (2) 本要綱の条件を満たさないもの。
- (3) 事実と異なる記載をしたもの。
- (4) 談合等による不正があったもの。
- (5) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (7) 参加資格を満たさない場合、満たさなくなった場合。

16. スケジュール

- | | | | | |
|------------------------|-------|----|--------|------|
| (1) 質問書(別紙3)提出期限 | 平成29年 | 4月 | 21日(金) | 正午 |
| (2) 質問書回答期限 | 平成29年 | 4月 | 24日(月) | 正午 |
| (3) 参加意向申請書(様式第1号)提出期限 | 平成29年 | 5月 | 10日(水) | 午後4時 |
| 参加申込書(別紙1)提出期限 | 平成29年 | 5月 | 10日(水) | 午後4時 |

(4) 提案書（様式第4号）提出期限 平成29年 5月 19日（金）午後4時

(5) プレゼンテーション 変更前 平成29年 5月 24日（水）

↓

変更後 平成29年 5月 26日（金）

（各社の実施日時等については、後日連絡）

(6) 審査 変更前 平成29年 5月 24日（水）

↓

変更後 平成29年5月26日（金）

(7) 結果通知 平成29年 5月29日（月）

(8) 契約締結 平成29年 8月（予定）

17. その他

- (1) 提案は、1者から1提案とする。
- (2) 本企画提案に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 企画提案書等提出された書類は返却しない。また、訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 町が提出した資料は、了承なく公表や使用することが出来ない。
- (5) 企画提案書の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。
- (6) 本事業の作業に必要な範囲において、提出書類等の複製を作成することがある。
- (7) 審査結果の通知があるまでの期間、本事業に関し、一切の営業を禁止する。
- (8) 施設の見学等は随時受け付ける。

18. 問い合わせ先

本業務に関する事務は、色麻町保健福祉課で取り扱う。

〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27-2

担当：宮坂

TEL 0229-66-1700

電子メール hoken@town.shikama.miyagi.jp